

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

2015年（平成27年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢市湘南台文化センター

2 指定管理者となる団体

藤沢市円行二丁目3番地の17

公益財団法人藤沢市まちづくり協会・藤沢市民会館サービスセンター株式会社
共同事業体

代表団体 公益財団法人藤沢市まちづくり協会

構成団体 藤沢市民会館サービス・センター株式会社

3 指定の期間

2016年（平成28年）4月1日から2021年（平成33年）3月31日
まで

提案理由

藤沢市湘南台文化センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

(公の施設の設置, 管理及び廃止)

第 2 4 4 条の 2

- 6 普通地方公共団体は, 指定管理者の指定をしようとするときは, あらかじめ, 当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。